平成２７年（フ）第２１７号
和歌山県岩出市荊本234番地の１（701号）
債務者　坂本きみえ
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２３０号
和歌山市島51番地２　川永団地３号２Ｆ62
債務者　坂口　和子
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第５３６号
名古屋市南区元柴田西町１丁目49番地　東海プラントエンジニアリング㈱柴田寮、従前の住所名古屋市守山区大字下志段味字穴ケ洞2266番地の216
債務者　須田まり子
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１０２号
横浜市青葉区美しが丘西３丁目49番地３
債務者　小澤　和輝
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３８６号
横浜市青葉区藤が丘２丁目45番地１　ガーデンテラス藤が丘304
債務者　田中　英子
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４８６号
神奈川県海老名市柏ケ谷713番地の３　ビコラかしわ台309
債務者　佐藤　靖則
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４８７号
横浜市泉区和泉町6095番地47　いずみ野ヴィレッジＧ－201号
債務者　三浦　健一
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４８８号
横浜市磯子区洋光台６丁目24番12号
債務者　小林由紀子
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４９３号
横浜市戸塚区矢部町1146番地　メゾンコイト401号
債務者　板垣日出男
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５０７号
横浜市南区井土ケ谷下町11番地７　ＰＡＬＡＣＥ井土ケ谷Ⅱ　201
債務者　八木　幸枝
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３６８号
静岡市駿河区宮竹２丁目17番１－102号
債務者　滝　美登里（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月９日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７６５１号
東京都小平市小川東町２丁目４－806
債務者　後藤　眞一
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７６６８号
東京都墨田区立花４丁目17－15－101
債務者　永島　新一
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７６７３号
東京都葛飾区白鳥３丁目７－14－301　ＴＯＰお花茶屋第４
債務者　北浦　信雄
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７７３２号
東京都中野区新井２丁目35－１－105
債務者　川満　晃生
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７７４４号
東京都武蔵野市境１丁目４－14－504　近江レジデンスⅡ
債務者　鈴木真由美
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部